

受付
6/2(月)～開始



軽自動車の 購入費用を 助成します！

竜王町では、子育て世帯への経済支援および高齢者の暮らしの安全確保ならびに町内企業への経済対策を目的に、軽自動車の購入にかかる費用の一部を助成します。

※ 町内に居住し、町税および各種料金の滞納がなく、以下の要件を満たす人が対象となります。

※ 条件Aまたは条件Bいずれか1世帯1回限り

条件A 子育て世帯経済支援型（補助額5万円）

子育てを行う世帯における軽自動車（新車）の購入にかかる費用の一部を助成します。

対象者

自動車の新規登録日において、町内で高校生以下の方と同居し、
子育てのために使用する軽自動車を購入する人

対象車両

6月から2月末までに初度検査を受けられる町内の自動車販売店で購入する
軽自動車（リース、レンタルおよび中古車は除く）

条件B 高齢者暮らしの安全支援型（補助額3万円）

高齢運転者による事故の防止と事故時における被害の軽減を図るため、
先進安全機能付き軽自動車（新車）の購入にかかる費用の一部を助成します。

対象者

自動車の新規登録日において、町内に住所を有し、自動車運転免許を保有する、
非営利かつ自ら使用する目的で先進安全自動車を購入する満65歳以上の人

対象車両

6月から2月末までに初度検査を受けられる町内の自動車販売店で購入する
軽自動車（リース、レンタルおよび中古車は除く）であって、衝突被害軽減ブレー
キおよび次のア～エのいずれかを1つ以上装備した軽自動車

ア 車線維持支援制御装置

イ 車線逸脱警報装置

ウ 先進ライト

エ ペダル踏み間違い時加速抑制装置



申請方法

軽自動車を購入後、新規登録日から2箇月以内
に商工観光課の窓口へ申請に必要な書類を提出
してください。

※申請書の様式や必要書類は商工観光課の窓
口や町ホームページにてご確認いただけます。

竜王町商工観光課 商工観光係

〒520-2592 竜王町大字小口3番地
竜王町役場 西館2階

TEL 0748-58-3718

申請から交付までの流れ

① 軽自動車を町内の自動車販売店で注文(売買契約)します。

※令和7年6月1日以降に新規登録する新車が対象となります。

対象要件は表面をご覧ください。

② 自動車の新規登録日から2箇月以内に申請に必要な書類を提出します。

●申請先 商工観光課の窓口(竜王町役場 西館2階)

●受付時間 平日午前8時30分から午後5時15分まで(土日祝除く)

③ 商工観光課より「補助金交付決定通知書」が郵送されます。

申請書類を審査(1~2週間程度)の上、申請書に記載された住所へ通知書を郵送します。

④ 補助金交付請求書を提出します。

※交付申請時にご提出いただくことも可能です。

⑤ 補助金が指定口座に振り込まれます。

振込までに2~3週間程度かかります。

申請に必要な書類

条件A 子育て世帯経済支援型（補助額5万円）

チェック欄

- ① 竜王町軽自動車購入助成事業補助金交付申請書
- ② 自動車検査証の写し
- ③ 自動車売買契約書または注文書の写し
- ④ 世帯全員の住民票（申請日前3箇月以内に発行された個人番号の記載のないもの）※
- ⑤ 町税の完納証明書（申請日前3箇月以内に発行されたもの）※
- ⑥ 申請者本人の印鑑（認め可）
- ⑦ 申請者本人の振込先がわかるもの（預金通帳等）

※…④は役場住民課、⑤は役場税務課にて取得してください。（有料）

条件B 高齢者暮らしの安全支援型（補助額3万円）

チェック欄

- ① 竜王町軽自動車購入助成事業補助金交付申請書
- ② 自動車検査証の写し
- ③ 自動車の売買契約書または注文書の写し
- ④ 自動車販売店が作成した先進安全自動車販売証明書
- ⑤ 申請者個人の住民票（申請日前3箇月以内に発行された個人番号の記載のないもの）※
- ⑥ 町税の完納証明書（申請日前3箇月以内に発行されたもの）※
- ⑦ 申請者の自動車運転免許証の写し
- ⑧ 申請者本人の印鑑（認め可）
- ⑨ 申請者本人の振込先がわかるもの（預金通帳等）

※…⑤は役場住民課、⑥は役場税務課にて取得してください。（有料）

※本事業は、予算の上限に達した場合、実施期間中であっても受付を締め切ることがあります。申請をご検討される方は事前に商工観光課へご確認ください。